

令和6年（行ウ）第1号 決定処分に係る執行停止処分の取消請求事件  
 原告 宮部龍彦  
 被告 新潟県

## 準備書面 (4)

令和6年10月22日

新潟地方裁判所第二民事部合議係 御中

被告訴訟代理人	弁護士	鶴	巻	克	恕
同	弁護士	鶴	巻	浩	憲
同	弁護士	秦		慶	子



本書では、令和6年10月15日原告準備書面2に対する反論、並びに原告による本件訴えが行審法9条1項及び2項に定める「法律上の利益」を欠いたものであることについて、必要な限度で主張する。

### 1 東京地裁平成28年判決について

原告は、東京地裁平成28年判決の「行訴法上の執行停止の申立ては、行審法上の執行停止の要件充足性に関する司法審査を受ける機会に係る審査請求人の手続保障として十分なものとはいえない（中略）行審法において同法上の執行不停止決定に対する取消訴訟の提起が禁止されているとは言えないと解するのが相当である。」との部分について、「執行不停止決定」を「執行停止決定」と言い換えても適用できる論理である。」と主張する。

しかし、同判決は、土地収用法に基づく事業認定処分に関し、同処分の違法性を前提とする原告において、行審法に基づく審査請求をするとともに、執行停止の申立てをしたが、執行停止をしない旨の決定を受けたことから、同執行不停止決定の取消しを求めた事案に関するものであるところ、同原告において、執行停止の要件充足性に関する司法審査を受けるために、事業認定処分の取消しを求める訴えを提起した上で執行

停止の申立てをしなければならず（行訴法 25 条 1 項及び 2 項）、さらに、審査請求前置に係る規定がある場合には、審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない（行訴法 8 条 1 項ただし書及び 2 項）とするのは、権利救済の観点から相当でないとの考えを前提に、上記のとおり判断したものである。

これに対し、本件訴訟における原告の主張は、要するに、「本件原処分は処分行政庁により慎重な準備がなされた上で適法になされたものであり、そもそも執行停止をする理由がない。」（訴状 5 頁下から 3 行目）というものであり、本件原処分そのものの適法性を前提に、その早期執行を求めるに等しいものである。

行審法の審査請求及び行訴法の取消しの訴えは、いずれも行政処分に不服があることを前提とするものであり（行審法 2 条、行訴法 3 条 1 項）、もとより行政処分に不服のない者に司法審査の機会を保障する必要性はないから、本件原処分の適法性を前提とする原告との関係では権利救済の機会や手続保障を考慮する必要はない。

したがって、冒頭に述べた原告の引用する東京地裁平成 28 年判決の手続保障に関する論理は、本件原告との関係では妥当しないというべきである。

## 2 本件執行停止の取消による実質的利益について

原告は、「今後、部分公開の取り消しや公開範囲の拡張を求めて異議申し立てや訴訟を提起する可能性もあり、仮に「のり弁状態」の開示であっても、原告が今後どのような措置を取るべきか判断するためには重要な情報となる。」と主張する。

しかしながら、抗告訴訟も、国家が設営する訴訟制度を利用し、裁判所に対して一定の判断（裁判）を求める訴えの一種である以上、訴訟制度を利用し本案判決を得る具体的な必要性（狭義の訴えの利益）を具備しなければならず、「今後、〇〇かも知れない」といった漠然とした抽象的な可能性を以て、訴えの利益を認めることは相当でない。

原告は、「本件原処分に係る文書の表題や、どこが隠されたのかという情報・・・が開示されるだけでも十分に利益がある。」と述べるが、本件原処分の適否に関する裁決を待たず、現時点でこれらの情報を取得しなければならぬ具体的な必要性に関する主張は一切ない。

現に、原告は、本件訴えにおいては本件原処分の適法性を前提とした主張をしながら、他方で、同時に、令和5年8月15日付審査請求においては本件原処分の取消しを求めており（甲9～12）、本件執行停止によって手続選択に不利益が生じているといった事情は一切認められない。

### 3 最一小判平成14年2月28日について

原告の引用する最一小判平成14年2月28日民集56巻2号467頁は、愛知県公文書公開条例に基づき公開請求された公文書の非公開決定の取消訴訟において、当該公文書が書証として提出された場合に、実質的には非公開決定が取り消されたと同視し得るものとして、（狭義の）訴えの利益が消滅すると言えるかどうかについて判断を示したものであり、本件における原告適格の論拠となるものでない。

また、行訴法9条1項及び2項にいう「法律上の利益」は、当該処分の根拠法令及び当該法令と目的を共通にする関係法令を考慮して判断されるものであるところ、原告は、行審法に基づく本件執行停止を「処分」として、その取消しを求めているのであるから、本件において考慮すべきは、本件執行停止の根拠法令である行審法と、同法と目的を共通にする行訴法であることが明らかである。

したがって、仮に、原告が本件条例に基づいて所定の手続きにより行政文書の閲覧等を求める法律上の利益を有するとしても、そのことから直ちに本件執行停止の取消しを求める「法律上の利益」が認められるものではなく、本件においては、あくまでも、行審法及び行訴法上、執行停止の相手方以外の第三者に、当該執行停止の取消しを求める利益が認められているかが問題となる。

そして、行審法及び行訴法が、執行停止の相手方以外の第三者、すなわち、執行停止の対象となる本件原処分の名宛人たる原告の権利利益を保護するものでないことは準備書面(3)で既に述べたとおりである。

よって、原告には、本件執行停止の取消しに係る「法律上の利益」は認められず、本件訴訟を提起する「原告適格」はない。

以上